

原子力発第14267号  
平成27年 3月 3日

愛媛県知事  
中村時広 殿

四国電力株式会社  
取締役社長 千葉 昭

運転責任者判定のための方法、実施体制等に係る確認  
に関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

運転責任者判定のための方法、実施体制等に係る確認に関して、平成27年2月25日付けで原子力規制委員会から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

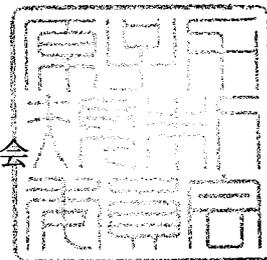
敬 具



原規規発第 1502252 号  
平成 27 年 2 月 25 日

四国電力株式会社  
取締役社長 千葉 昭 殿

原子力規制委員会



運転責任者判定のための方法、実施体制等に係る確認について（指示）

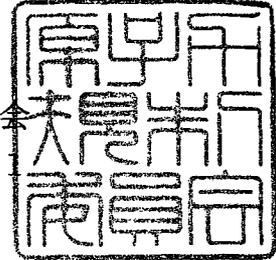
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 2 2 及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 87 条第 4 号の規定に基づく運転責任者に係る基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等の確認について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-Cb-15-001）のとおり実用発電用原子炉を設置する者に対して指導することとしました。つきましては、貴社においても、別紙に従い所要の対応をするよう求めます。

原規規発第 1502252 号

平成 27 年 2 月 25 日

運転責任者判定のための方法、実施体制等に係る確認について（指示）

原子力規制委員会  
NRA-Cb-15-00



原子力規制委員会は、運転責任者が発電用原子炉に関し必要な知識及び技能を有していることを確実なものとする必要があるため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 22 及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「実用炉規則」という。）第 87 条第 4 号の規定に基づく運転責任者に係る基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等（以下「判定方法等」という。）の確認について、発電用原子炉設置者（以下「設置者」という。）に対し、以下のとおり対応することを求めることとする。

記

1. 関係法令の改廃及び保安規定の変更等の運転責任者に係る基準に変更があり、当該変更を判定方法等に反映させる必要がある場合において、設置者が当該変更を判定方法等に反映させるために必要な措置を判定方法等に導入すること。
2. 1. の内容を踏まえた新たな判定方法等について、平成 27 年 3 月末までに原子力規制委員会に実用炉規則第 87 条第 4 号の規定に基づく確認の申請を行うこと。

以上